

総社市教育委員会技能労務会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

総社市教育委員会教育長 久 山 延 司

総社市教育委員会規則第 2 号

総社市教育委員会技能労務会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

総社市教育委員会技能労務会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和 2 年総社市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前					
別表第 2（第 6 条関係） 教育委員会技能労務会計年度任用職員初任給基準表						別表第 2（第 6 条関係） 教育委員会技能労務会計年度任用職員初任給基準表					
職 種	学歴免許等	基礎号給		上 限		職 種	学歴免許等	基礎号給		上 限	
		職務の級	号 給	職務の級	号 給			職務の級	号 給	職務の級	号 給
業務員		1	<u>1</u>	1	<u>6</u>	業務員		1	<u>15</u>	1	<u>22</u>
調理員		1	<u>1</u>	1	<u>10</u>	調理員		1	<u>15</u>	1	<u>26</u>
備考 任期の初日前 3 年以内（前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者にあつては、同種の職務に引き続いて在職した会計年度任用職員としての最初の任期の初日前 3 年以内）に実務経験（当該フルタイム会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数であつて、経験年数以外のものをいう。）を有するものについては、1 年につき <u>3 号給</u> を加算することができる。						備考 任期の初日前 3 年以内（前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者にあつては、同種の職務に引き続いて在職した会計年度任用職員としての最初の任期の初日前 3 年以内）に実務経験（当該フルタイム会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数であつて、経験年数以外のものをいう。）を有するものについては、1 年につき <u>4 号給</u> を加算することができる。					

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。